

国民体育大会功労者表彰基準

この基準は、永年にわたり国体に参加し、その発展に貢献したものに対し行う「国民体育大会功労者表彰」を実施するための必要な事項について定める。

1. 表彰対象者

国民体育大会冬季大会または国民体育大会（いずれも本大会）に通算 30 回以上、次のいずれかの立場で参加した者とする。

都道府県選手団本部役員、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員（視察員として参加した者は除く）。

なお、同一年に開催された国民体育大会冬季大会・国民体育大会（いずれも本大会）の両方に参加した場合でも 1 回と見なす。

2. 表彰

当協会会長名による表彰状を授与する。

3. 推薦手続き

表彰者の推薦は、当協会及び当協会加盟団体[都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体]が行う。

当協会加盟団体は、別紙様式 1-1（様式 1-2）及び様式 2 により該当者を本会会長へ推薦する。

4. 表彰者の決定

国民体育大会委員会において審査し、決定する。

5. その他

表彰は、原則として毎年国民体育大会本大会時に行う。